

授業案⑮ 罪刑法定主義と集団行進の規制について

1 対象

高校生

2 獲得目標

罪刑法定主義のうち明確性の原則に関連する著名判例である徳島市公安条例事件を元にした事例について議論することを通じて罪刑法定主義の重要性を理解し、司法的課題を含む現代の諸課題を捉え、議論・検討する基礎的な能力を身に付けてもらう。

3 本授業案の意義

本授業案によって、事例を用いた議論・検討を通じて、なぜ罪刑法定主義が憲法に定められるほど重要なのか、また、なぜ罪刑法定主義が権力抑制に役立つのかについて、深い理解を得て知識の定着を図るとともに、社会における様々な場面で活用できる、現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を獲得していく機会とする。

4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 15分	◎罪刑法定主義の基礎知識 ○例えば、自転車を安全運転ができない者は停学とするというルールがあったとします。皆さんはどのような運転であれば自転車通学が認められると思いますか？ ○道路交通法等の安全運転に関する規定は存在しないものとします。 ○どのような運転が安全運転か答えてもらいましたが、時速30キロメートルなのか、40キロメートルなのか、ヘルメットの有無、ハンドルを両手で持つなど人によってなにが安全運転なのか違うことがこの教室内でも一致しないことがわかったと思います。そのため、例えば道路交通法から委任を受けた東京都道路交通規則では、周りの音が聞こえないような状態でイヤフォンやヘッドホンを着用することで罰金5万円がかされるようになるなど、違反事由ごとに刑罰が定められています。 ○良く分からない基準で処罰された場合、どうなると思いますか？	罪刑法定主義や明確性の原則という言葉覚えてもらう事が目的ではないため、定義を教えるより、「刑罰が明確に定まっていなくてどんな点で困るか」という部分を実際に感じてもらうことに主眼を置く。 「法律に従って運転することが安全運転である」という回答を防ぐため、道交法が存在しない状況を仮定した。「生徒それぞれによって何が安全運転か答えが違う」だけでなく、「曖昧な基準で罰せられると何が問題か」知ってもらう必要がある。感じて欲しいのは、「何が違反に当たるか分からないので、自転車に乗ること自体を避けなければならない」という「萎縮効果」である。

	○罪刑法定主義とは、ある行為を犯罪として処罰するためには、立法府が制定する法令において、犯罪とされる行為の内容、及びそれに対して科される刑罰をあらかじめ、明確に規定しておかなければならないとする原則をいいます。 ○罪刑法定主義の定義にはいくつかの概念が含まれていますが、そのうち、刑罰を「明確に規定しておかなければならない」という部分は「明確性の原則」とも呼ばれています。明確性の原則が要求されている理由は、どのような行為が処罰の対象になるのかあらかじめ明確に規定していなければ、例えば、私たちが乗り物に乗るとき、たくさんの人と集まって集会をするときなどにどんなことに気をつけておけば、刑罰を科されないかということがわからない、すなわち思ったことを行動に移すときに処罰を恐れてためらってしまい、個人の権利を奪うことにつながるからです。 ○それでも、法律や法律から委任を受けた条例の文言が「明確性の原則」に反すると裁判で争われることがあります。そこで、今日は、実際にあった判例をモチーフにした題材を使って、明確性の原則ひいては罪刑法定主義について検討・議論してみましょう。	そもそも、我々は人間社会のルールがなければ本来自由であるから、出来る限り自由である方が望ましい。罰則は自由を縛るもので、曖昧な規定は大きく自由を制約する（安全運転すれば自転車に乗っていいかのような規定を作りながら、実際には自転車に乗る自由がまるっきりなくなる、という欺瞞性も問題） 罪刑法定主義の定義の説明は後回し（フラットな視点で問題を感じてもらうため）。 明確性の原則を取り扱うことを説明、明確性の原則の趣旨を具体的に説明する。 挙手あるいは指名で回答してもらう ⇒速度、免許、ハンドルの握り方など回答 ある程度出そろったら次へ ⇒明確性の原則についてイメージを持ってもらう ⇒ワークシート①へ移行 （ワークシート②は1コマ目では配布しない）
展開1 30分	○では、次にワークシート①に従って授業をすすめていこうと思います。事例の概要を読み上げます。(5分) ○表現の自由の価値の重要性やその実現手段についても公共の安全を脅かさない限り、尊重されなければなりません。そのため、A市では届け出制、遵守事項を設けて公共の安全に配慮しつつ、表現活動として公道での集団示威行進を認めています。 ○それでは、検討課題1について、各班15分間で検討してもらって、意見をまとめてください。 なるべく、一つ一つの意見について、自分なりで良いので理由も考えてみてください。 ○班内で検討15分 ○15分経ちました。それでは各班代表者が発表して下さい。 ○発表10分	ワークシート①事案の概要を読み上げ 支援弁護士は、巡回し、意見について、理由付けのフォローや反対の立場からの再反論の検討を促す。 ⇒なにを考えればいいかわからない：感覚的に検察官・弁護人のどちらに賛成か聞く。 ⇒合憲の場合は、この遵守事項の記載で表現活動の萎縮につながらないかどうかについて意見を集約する。 ⇒違憲の場合はなぜこの文言では表現活動の萎縮になるのか、他にどのような表現であれば合憲といえるのか意見を集約する。

展開2 30分	○では、ワークシート②を配布します。この事例の元になった事件の最高裁の結論と理由が書いてあります。 ○まず5分間で内容を読んでください。 ○続いて検討課題2について班内で討論してください。 なるべく、一つ一つの意見について、自分なりで良いので理由も考えてみてください。 ○検討時間15分 ○15分経ちました。それでは各班代表者が発表して下さい。 ○発表10分	⇒ワークシート②を2コマ目で配布する 支援弁護士は、巡回し、適宜質問に回答。 ⇒なにを考えればいいかわからない：自分がライブやスポーツの観戦をしたとき、これに出場したとき、場を盛り上げるときにどんなことを考えるか尋ねる ⇒デモ行進を成功させたいときどんなことをするか、「交通秩序を維持すること」に違反する事項としてどのようなことが思い浮かぶか尋ねる ⇒最終的に「交通秩序を維持すること」から本件のXの行為が該当すると読み取れるか意見を集約
まとめ 15分	○今回は罪刑法定主義について実際の事件と最高裁判例に基づいて皆さんに意見を述べてもらいました。 ○検討課題1では、自分が裁判官だったらどう考えるかという視点で検討をしてもらい、検討課題2では裁判官が判断した内容について批評してもらいました。 ○今回は、Xさんの表現活動の自由と公共の安全が衝突した事案でした。皆さんの中でもどちらの価値をより尊重すべきか非常に悩まれたと思います。 ○この判決には裁判官の補足意見もつけられています。例えば、小川信雄裁判官や坂本吉勝裁判官は、「憲法の保障する国民の表現の自由にかかわる重要な問題であるので、この点を誤解した行過ぎの取締りのないことを願うものである。」と述べており、また、高辻正己裁判官は、「直ちに、通常の判断能力を有する一般人である行為者が、行為の当時において、理解するところであるとする事ができようか。」と意見を述べています。文言を解釈するとしてもその範囲については国民の自由を萎縮させてはならないという悩みをもちながら、この判決が下されたのです。 判例が言っているからこう、法律に書いてあるからこう、ではなく、特に皆さんの自由を縛る刑罰については、おかしい部分がないか慎重に考えてみてほしい。	発表内容を具体的に指摘する 裁判官が生徒と同じように表現活動の萎縮について懸念を持ちながら判決を下したことを指摘する。 なお、現実の全ての裁判も、10対0の結論が出ているわけではない。判例1がAと言ったからA、判例2がBと言ったからB、と答えが出るものではなく、裁判官も悩んでいるし、判例の結論に疑問があるなら指摘し続ける必要がある。皆さん市民の声を受けて判例が変わることもあるし、逆に国会が法律を変え、逆もある。裁判所が結論として問題ないと言っても、一部の裁判官が疑問点を指摘した結果、皆さんの選出した議員が問題視して、法律を直してくれることもある。でも、「判例が出たからもう変わらない」と諦めて意見を出すことを止めたら、本当に何も変わらない。

ワークシート①

【事案の概要】

A市の「集団行進及び集団示威運動に関する条例」（以下、「本件条例」という。）は、集団示威行進についてA市公安委員会への届出制を定め、「公共の安寧を保持するため」集団示威行進を行う者が遵守すべき事項として「交通秩序を維持すること」が定められていた。また、これを遵守しない集団示威行進の「主催者、指導者または先導者」に対して、「1年以下の懲役若しくは禁固または5万円以下の罰金」の刑罰が定められていた。

Xさんは、事前にA市に届出がされていた「AI生成された著名人を利用した詐欺広告の規制を強化しよう」というテーマの集団示威行進に参加した。この集団示威行進では、人通りや車の通りも多い片道2車線の道路のうち、第1車線を約3キロメートルにわたって30分デモ行進することが予定されていた。その際、Xさんは、「AI技術の濫用の危険性があるので、AI技術の使い方についてたくさんの人に関心を持ってもらいたい、参加者の気持ちを盛り上げたい」と考えた。そこで、Xさんは、車道において、自ら第1車線の幅いっぱいに広がってニシキヘビがうねるように行進し（以下、「蛇行進」という。）、また、笛を吹き、両手を挙げ前後に振る等、後ろに続く集団行進者に自分と同じように蛇行進させるよう刺激を与え扇動した。Xさんは、集団行進者に蛇行進させるよう刺激を与え扇動した行為が条例で定められた遵守事項である「交通秩序を維持すること」に違反するとして、起訴された。

【検察官の主張】

「交通秩序を維持すること」とは「集団行動を実施するにあたり秩序ある交通の形態を維持すること」であり、「平穏な集団行動が必然的にもたらす交通秩序阻害の程度を超えて、ことさらに交通秩序を乱すおそれのある、すなわち、交通秩序に具体的危険を生ぜしめる行為を一切しないこと」を意味と解釈できるから、罪刑法定主義に反しない。

【弁護人の主張】

「交通秩序を維持すること」という条例の文言は、一般的、抽象的、多義的であって、これに合理的な限定解釈を加えることは困難であり、処罰されるべき犯罪構成要件の内容として合理的解釈によって確定できる程度の明確性を備えているといえず罪刑法定主義に反する。

【検討課題】

Xさんの集団行進者に蛇行進させるよう刺激を与え扇動した行為が「交通秩序を維持すること」に違反するとしたことは罪刑法定主義に反するか。結論と理由を検討しましょう。

ワークシート②

【徳島市公安条例事件判例（最高裁昭和50年9月10日大法廷判決）の結論】

罪刑法定主義に反しない。

【徳島市公安条例事件判例の理由】

ある刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法三一条に違反するものと認めるべきかどうかは、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうかによってこれを決定すべきである。

そもそも、道路における集団行進等は、多数人が集団となって継続的に道路の一部を占拠し歩行その他の形態においてこれを使用するものであるから、このような行動が行われない場合における交通秩序を必然的に何程か侵害する可能性を有することを免れないものである。

「交通秩序を維持すること」が当該集団行進等に不可避免的に随伴するものを指すものでないことは、極めて明らかである。

「交通秩序を維持すること」を掲げているのは、道路における集団行進等が一般的に秩序正しく平穩に行われる場合にこれに随伴する交通秩序阻害の程度を超えた、殊更な交通秩序の阻害をもたらすような行為を避止すべきことを命じているものと解されるのである。

そして、通常の判断能力を有する一般人が、具体的場合において、自己がしようとする行為が右条項による禁止に触れるものであるかどうかを判断するにあたっては、その行為が秩序正しく平穩に行われる集団行進等に伴う交通秩序の阻害を生ずるにとどまるものか、あるいは殊更な交通秩序の阻害をもたらすようなものであるかを考えることにより、通常その判断にさほどの困難を感じることはないはずである。

【検討課題2】

最高裁が示した判断基準「通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうか」は妥当といえるか。また、Xさんの集団行進者に蛇行進させるよう刺激を与え扇動した行為が「交通秩序を維持すること」に違反すると読み取ることができるか検討しましょう。